

内閣府

○総務省令第一号

文部科学省

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年二月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

文部科学大臣 阿部 俊子

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(厚生年金保険給付の請求等)

第百二十条 この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付(組合(指定都市職員共済組合等に
あつては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第百二十三条、第百二十五条第三号及び第
百二十七条において同じ。)が支給するものに限る。以下この款において同じ。)又は厚生年金保
険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金(組合が支給するものに限る。)に係る請求、
届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第
三章第一節(第三十条第一項第七号及び第十一号、第二項第四号の三及び第三項、第三十条の
三、第三十条の五の二第二項第三号から第五号まで、第三十六条、第四十一条第五項及び第六項
並びに第四十二条第一項第六号及び第三項第四号を除く。)、第二節(第四十四条第一項第九号
口及び第四項、第四十八条の二、第五十二条、第五十七条第五項並びに第五十八条第一項第六号
口及び第三項第四号を除く。)、第三節(第六十条第一項第十四号口、第三項第十一号及び第五項、
第六十条の二第一項第三号口、第六十九条、第七十二条第一項第三号口、第七十四条第五項並び
に第七十五条第三項第四号を除く。)、及び第三節の二、(第七十八条の十を除く。))並
びに第三章の三(第七十八条の十八を除く。)に定めるところによるものとする。この場合におい
て、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第三号厚生年金被保険者期間」と
、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「組合(指定都市職員共済組合、市町村職
員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、地方公務員等共済組合法第二十七条第四項の規定
により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会)」と
するほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄
に掲げる字句とする。

〔表略〕

〔2 略〕

(厚生年金保険給付に関する通知等)

第百二十一条 組合は、厚生年金保険給付又は厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による
脱退一時金に関する処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を請求者又は受給権者に通
知しなければならない。この場合において、請求に応ずることができないものであるときは、理
由を付さなければならない。

2 前項の規定による通知が老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金の裁定に係るものであ
るときは、組合は、併せて、次に掲げる事項を記載した当該年金の年金証書を受給権者に交付し
なければならない。

一 年金の種類及び年金証書の年金コード(厚生年金保険法施行規則第三十条第九項第四号)に規
定する年金コードをいう。以下同じ。)

〔一・三 略〕

〔3 略〕

改正前

(厚生年金保険給付の請求等)

第百二十条 この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付(組合(指定都市職員共済組合等に
あつては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第百二十三条、第百二十五条第三号及び第
百二十七条において同じ。)が支給するものに限る。以下この款において同じ。)又は厚生年金保
険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金(組合が支給するものに限る。)に係る請求、
届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第
三章第一節(第三十条第一項第三号口、第六号、第七号及び第十一号、第二項第四号の三並び
に第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第三号から第五号まで、第三十六条、第四十
一条第五項及び第六項並びに第四十二条第一項第六号口及び第三項第四号を除く。)、第二節(第
四十四条第一項第九号口及び第四項、第四十八条の二、第五十二条、第五十七条第五項並びに第
五十八条第一項第六号口及び第三項第四号を除く。)、第三節(第六十条第一項第三号口及び第十
四号口、第三項第十一号並びに第五項、第六十条の二第一項第三号口、第六十九条、第七十二
第一項第三号口、第七十四条第五項並びに第七十五条第三項第四号を除く。))及び第三節の二、第
三章の二(第七十八条の十を除く。))並びに第三章の三(第七十八条の十八を除く。)に定めると
ころによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」と
あるのは「第三号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは
「組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、地方公
務員等共済組合法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせる
こととした場合を除き、市町村連合会)」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔同上〕

〔2 同上〕

(厚生年金保険給付に関する通知等)

第百二十一条 組合は、厚生年金保険給付又は厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による
脱退一時金に関する処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を請求者又は受給権者に通
知しなければならない。この場合において、請求に応ずることができないものであるときは、理
由を付さなければならない。

2 前項の規定による通知が老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金の裁定に係るものであ
るときは、組合は、併せて、次に掲げる事項を記載した当該年金の年金証書を受給権者に交付し
なければならない。

一 年金の種類及び年金証書の年金コード(厚生年金保険法施行規則第三十条第九項第九号)に規
定する年金コードをいう。以下同じ。)

〔一・三 同上〕

〔3 同上〕

<p>第二百二十五条 前章及びこの章第三節第一款の規定により次に掲げる書類を提出し又は請求書、申請書、申出書又は届書（以下この条及び次条において「請求書等」という。）に添えなければならぬ場合において、厚生年金保険法第百条の二第一項の規定による情報の提供を受けることにより組合が当該書類に係る事実を確認することができるときは、前章及びこの章第三節第一款の規定にかかわらず、当該書類を提出し又は請求書等に添えることを要しないものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 厚生年金保険法施行規則第三十条第九項第四号に規定する公的年金給付（組合が支給するものとされたものを除く。）の支給状況に関する書類</p>	<p>第二百二十五条 前章及びこの章第三節第一款の規定により次に掲げる書類を提出し又は請求書、申請書、申出書又は届書（以下この条及び次条において「請求書等」という。）に添えなければならぬ場合において、厚生年金保険法第百条の二第一項の規定による情報の提供を受けることにより組合が当該書類に係る事実を確認することができるときは、前章及びこの章第三節第一款の規定にかかわらず、当該書類を提出し又は請求書等に添えることを要しないものとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 厚生年金保険法施行規則第三十条第九号に規定する公的年金給付（組合が支給するものとされたものを除く。）の支給状況に関する書類</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、令和七年三月一日から施行する。